

黒滝村空き家リフォーム工事補助金交付要綱

平成30年要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の所有者（以下「空き家登録者」という。）又は「黒滝村空き家情報バンク要綱（平成24年4月制定）」（以下「バンク要綱」という。）第7条に規定する利用登録者が、空き家を利用し黒滝村へ移住するためにリフォームを行う場合に、その経費の一部を予算の範囲内において補助するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、バンク要綱第4条に規定する空き家情報バンクに登録された物件をいう。
- (2) 空き家利用者とは、バンク要綱第7条に規定する利用登録者のうち、空き家の利用に関する売買契約または賃貸借契約で使用権限を得て空き家を使用する者をいう。
- (3) 転入とは、住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入をいう。
- (4) 転入日とは、他の市区町村から黒滝村に転入した日として、住民基本台帳に記載されている日をいう。
- (5) 世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、リフォームの対象となる空き家1軒につき、空き家登録者又は利用登録者のいずれか1名とし、当該補助金申請日の属する年度及び前年度において、納付すべき村税のほか公共料金等の滞納がない者とする。

- 2 前項の補助対象者のうち、利用登録者は、リフォーム工事補助金の申請日において、世帯を構成する全員が村外から黒滝村内に転入し、またはリフォーム工事完了後速やかに転入する見込みである世帯に所属していることを要する。
- 3 第1項の補助対象者のうち、空き家登録者は、利用登録者が前項の要件を満たしていることを要する。
- 4 前項に定める者のほか、村長が特別に認めた者について、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業と施工業者)

第4条 リフォーム工事補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の機能の維持及び向上のため、原則として空き家の所有権を取得する契約または空き家の所有権を取得する契約以外の契約で利用権限を取得する契約の締結後1年以内に着工するもので、別表に掲げる工事に要する経費とする。

- 2 リフォーム工事の施工業者は、地域活性化を目的に、原則として村内に本店、支店または営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとするが、工事内容等で施工可能な業者が村内にない場合はその限りではない。補助対象者が自ら空き家をリフォームする場合は、別表に掲げる工事に要する材料を購入する費用のみを対象経費とする。

3 リフォーム補助金の交付対象になった工事により整備された成果の所有権は、当該空き家の所有者に帰属するものとし、空き家利用者は権利を主張することが出来ない。

(リフォーム補助金の額)

第5条 リフォーム補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象事業に要した経費の総額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、50万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。なお、5万円に満たない場合は交付しないものとする。

2 リフォーム補助金の交付は、空き家1軒に対して原則として1回を限度とし、補助金交付年度内に完了するものに限る。

(リフォーム補助金の交付申請)

第6条 補助対象者による申請は、黒滝村空き家リフォーム工事補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、村長が別に定める提出期間内に提出しなければならない。

(1) 黒滝村空き家リフォーム工事補助金誓約書（様式第2号）

(2) 利用登録者が帰属する世帯全員の住民票（従前の住所地及び転入日が記載されたもの。）

(3) 申請日の属する年度及び前年度分の村税等に滞納がないことを証する書類

(4) 空き家を利用する権限を有することを証する契約書等の写し

(5) 空き家登録者のリフォーム工事承諾書（空き家利用者がリフォーム工事を行う場合のみ。）

(6) リフォーム工事の箇所及び内容の詳細を記した書類

(7) リフォーム工事の見積書

(8) 工事施工前の現場写真

2 第3条第2項後段の利用登録者は、黒滝村空き家リフォーム工事補助金転入誓約書（様式第3号）をもって、前項第2号に規定する住民票に代えることが出来るものとする。この場合において、第11条に規定する黒滝村空き家リフォーム工事实績報告書を提出する時点で村内への転入が完了していることを必要とし、同実績報告書に前項第2号の規定による書類を添付しなければならない。

(リフォーム補助金の交付決定)

第7条 村長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、リフォーム補助金の交付の可否及び金額を決定し、黒滝村空き家リフォーム工事補助金交付決定（変更）通知書（様式第4号）又は黒滝村リフォーム工事補助金不交付（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項のリフォーム補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(リフォーム補助金交付申請書の内容変更の届け出)

第8条 前条に規定する黒滝村空き家リフォーム工事補助金交付決定（変更）通知書により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第6条第1項の規定による申請の内容の変更をするときは、黒滝村空き家リフォーム工事補助金変更届出書（様式第6号）

を村長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、その補助事業について中止又は廃止する場合は、黒滝村空き家リフォーム工事補助金中止申請書（様式第7号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 村長は、前2項の変更等申請内容を審査した結果、すでに決定した助成金の額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 交付決定者は、リフォーム工事助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第10条 村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部または一部を取り消したうえ、補助金の返還を求めることが出来る。

（1）虚偽の申請又は不正の行為により、リフォーム補助金の交付決定を受けたとき。

（2）交付決定者が利用登録者である場合において、交付決定者が転入日から5年を経過することなく村外へ住所を移動したとき。

（3）交付決定者が空き家登録者である場合において、利用登録者の転入日から5年を経過することなく利用登録者が村外へ住所を移動したとき。

（4）補助対象住宅を交付日から5年未満に売却等とは別に空き家バンク登録の抹消若しくは取り壊したとき。

（5）交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

（リフォーム工事实績報告書の提出）

第11条 交付決定者は補助金に係るリフォーム工事が完了したときは、黒滝村空き家リフォーム工事实績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに村長に報告しなければならない。

（1）リフォーム工事に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

（2）リフォーム工事の施工後の現場写真

（3）空き家に入居した世帯全員の住民票（黒滝村空き家リフォーム工事補助金交付申請書を提出後に転入した場合のみ。）

（リフォーム補助金交付額の確定）

第12条 村長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、リフォーム補助金の額を確定し、黒滝村空き家リフォーム工事補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定者は前条の黒滝村空き家リフォーム工事補助金確定通知書を受けたときは、黒滝村空き家リフォーム工事補助金請求書（様式第10号）によりリフォーム補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 村長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかにリフォーム補助金を交付

するものとする。

(他法令との関係)

第15条 若者定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱（平成24年4月27日要綱第3号）に基づく補助金を受給した者は、第3条の補助対象者から除く。また、当該補助対象経費について、村及び国県等の他の補助制度により補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から差し引くものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(経過規定)

第2条 この要綱は、平成30年4月1日以降に契約締結したリフォーム工事に適用する。

別表（第4条関係）

リフォーム工事の対象経費

建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事及び増改築工事とする。	工事種別	工事内容の範囲
<p>（当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事と不要物の撤去を含む。）</p>	修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁、サッシ、ドア、床及び天井の補修、畳襖の表替え ・玄関等出入り口の補修 ・風呂釜、給湯器の修繕または交換 ・台所、風呂、便所、排水口等の改善 ・屋根、雨樋、家屋外壁の補修
	模様替え	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁、床及び天井の張替え・塗り替え ・建具の取り替え ・玄関等出入り口の付け替え ・間取り替え
<p>ただし、備品購入によるリフォーム、造成工事、造園工事、外構工事、カーテン工事、取り外し可能な照明工事、ケーブルテレビ加入金、水道加入金等は、リフォーム工事の対象経費に含まない。</p>	その他	不要物の撤去